

議案第50号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年9月5日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

附属機関として長与町在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会を新たに追加するもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和38年条例第14号)の一部を次のように改正する。
別表町長の部に次のように加える。

長与町在宅医療介護連携推進協議会	20人以内	2年	地域における在宅医療・介護に関する課題の対応策の検討を行うほか、介護及び福祉の各分野における多職種間の連携推進に関する事務
長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会	20人以内	2年	認知症初期集中支援チームの課題抽出及び検証を行うとともに、関係機関及び地域との連携及び支援に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。